



森林による二酸化炭素吸収量を
カーボン・オフセットに用いられる
クレジットに

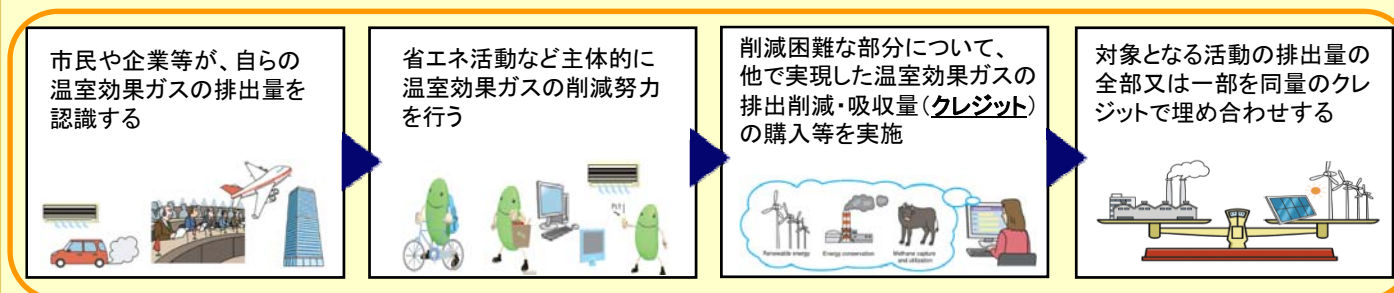
カーボン・オフセットに用いられるクレジット（オフセット・クレジット：J-VER） 森林吸収クレジットの認証基準について

地球温暖化対策における森林吸収源対策

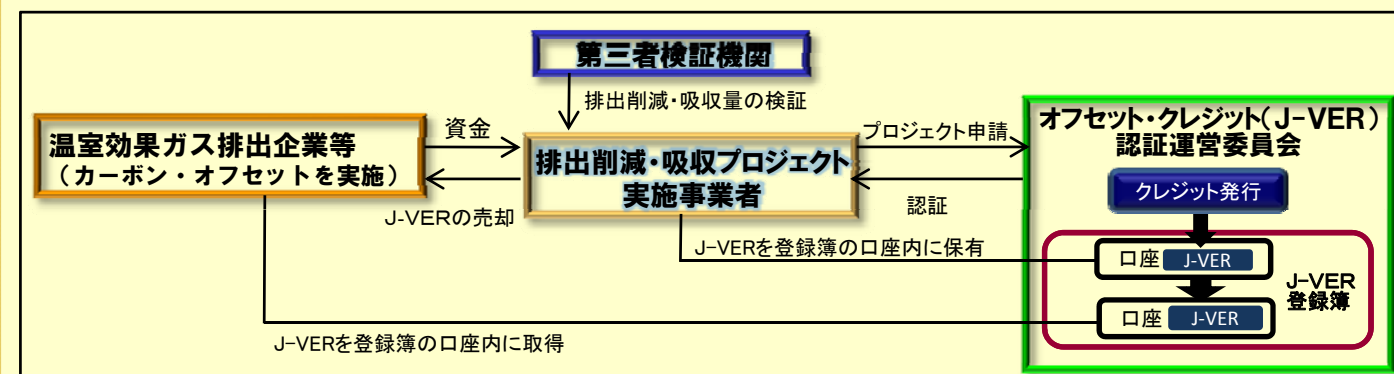
- 我が国は、京都議定書の第一約束期間（2008～2012年）に1990年比で6%の温室効果ガスを削減する義務を負っていますが、このうち3.8%は国土の約66%を占める森林の二酸化炭素（CO₂）吸収源活動により実現することとしています。
- 一方、国産材価格が低下し国内林業の採算性が悪化する中で、森林を健全に保つための間伐等が十分進んでいないため、地球温暖化対策として追加的に毎年20万haの間伐等を行うなど、森林吸収源対策を進める必要があります。

カーボン・オフセットとオフセット・クレジット（J-VER）制度

- 政府は、地球温暖化対策の一つとしてカーボン・オフセットを推進しています。カーボン・オフセットとは、自らが排出する温室効果ガスのうち削減困難な部分をクレジットの購入等により埋め合わせる取組です。近年、カーボン・オフセットの仕組みを利用した商品・サービスは急速に拡大しています。



- 平成20年11月には、国内のプロジェクトによる排出削減・吸収量をカーボン・オフセットに用いられるクレジットとして認証するオフセット・クレジット（J-VER）制度を創設しました。これまでカーボン・オフセットを行う際は、主に海外のプロジェクトによる京都メカニズムクレジット（CER）が用いられていましたが、本制度により、国内のプロジェクトによるクレジットが市場に流通し、カーボン・オフセットの資金が国内のプロジェクトに還流することになります。



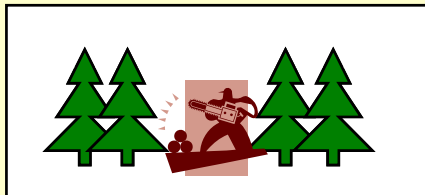
カーボン・オフセットとJ-VER制度の仕組みを利用して森林吸収源対策を

- 森林のCO₂吸収量を評価する制度に対する地方自治体等の関心の高まりや環境副大臣吉野正芳イニシアティブ（平成20年9月）も踏まえ、環境省では、林野庁とも連携して、J-VER制度における森林吸収量の認証基準を策定いたしました。
- 森林吸収クレジットが市場に流通し、これを用いたカーボン・オフセットが行われることで、カーボン・オフセットの資金が国内林業に還流し、国内林業の活性化と地球温暖化対策としての森林の整備・保全の一層の推進が期待されます。

対象となるプロジェクトの種類

(1) 森林経営プロジェクト

①間伐促進型：京都議定書の吸収量(3.8%)確保を目指し、間伐の集中的な推進が目的



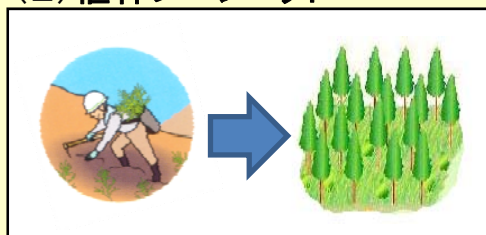
- ・森林法での森林計画対象の森林
- ・2007年度以降に間伐を行った面積が対象
- ・間伐率等は森林計画に適合していること
- ・対象地で主伐・土地転用を行うとクレジットは発行されない

②持続可能な森林経営促進型：継続的な森林施業による長期的なCO2吸収量の確保が目的



- ・森林法での森林計画対象の森林
- ・1990年度以降に間伐・主伐・植栽を行った面積が対象
- ・対象地で行われる主伐を含む施業が森林計画に適合していること
- ・クレジット発行対象期間内に間伐及び主伐を行うこと
- ・対象地で主伐を行うと伐採量に応じてCO2が排出されたとみなす
- ・対象地で土地転用を行うとクレジットは発行されない

(2) 植林プロジェクト

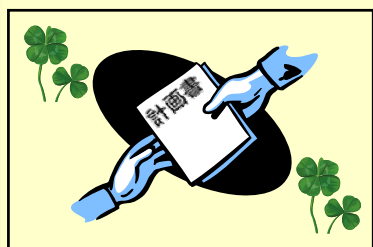


- ・2008年4月1日に森林法での森林計画対象でなく、かつ京都議定書上の森林の定義を満たしていなかった森林
- ・2008年度以降に植林を行った面積が対象
- ・森林法での森林計画対象に編入されるための措置を講じていること

CO2吸収量の永続性の担保に資する措置

○森林経営プロジェクトでは、以下の3つの条件のいずれかを満たすことが必要になります。

①森林法の森林施業計画



- ・森林法に基づいて市町村等により認定された計画
- ・5年ごとに計画を更新
- ・伐採・造林の届出書を提出

②森林認証制度



- ・第三者認証機関によって持続的な森林経営を認証
- ・毎年の審査と継続的な認証の更新
- ・森林伐採後の確実な更新を担保していることが条件

③都道府県等の「企業の森づくり」制度(+①or②)



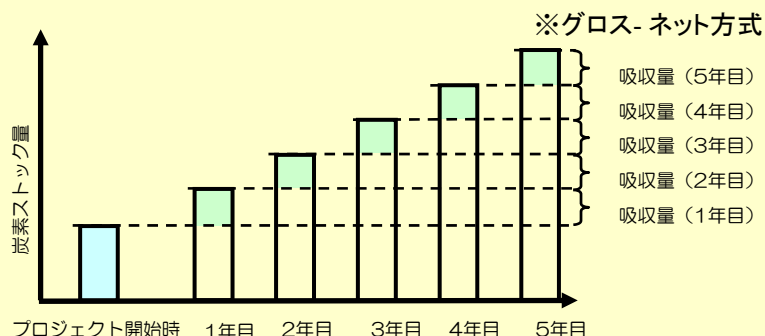
- ・都道府県等によって認証された森林所有者と企業との間の森林保全協定
- ・森林施業計画や森林認証によって持続的な施業を担保

○CO2吸収量の永続性を担保するため、クレジット発行対象期間終了後10年が経過するまで以下の措置をとります。

- ・発行されるクレジットの3%をバッファとして制度管理者側で管理し、当該クレジットのうちの一定量を本制度の事務局を務める気候変動対策認証センターが毎年無効化することにより、自然撈乱及び土地転用等に伴うCO2吸収効果消失分を補填する。
- ・不適切な主伐や土地転用により吸収量が失われたときの対応を別途定める約款に基づき講じます。

発行されるクレジットの算定方法

○京都議定書でのCO₂吸収量の算定方法に準じ、「**グロス・ネット方式**」(※)を採用します。



プロジェクトが実施されなかった場合の吸収量との差分をCO₂年間吸収量とするベースライン&クレジット方式とは異なり、**施業を行った対象地でのCO₂年間吸収量を計上する方式。**

○持続可能な森林経営促進型プロジェクトでは主伐に応じたCO₂排出量を減じます。

○吸収量の算定に際しては、京都議定書に基づく吸収量の算定で用いている方法や係数を基本とし、幹材積の年間成長量については、各地域の樹種別・地位別収穫予想表を適用して林齢に応じた材積を求めます。

(クレジットの計算例)

間伐促進型で50haの面積(スギ)を毎年10haずつ間伐した場合...約60t-CO₂/年

持続可能な森林経営促進型で200haの面積(スギ)を適切に施業し、毎年2haの面積(スギ)を毎年主伐した場合...約120t-CO₂/年

※いずれも、各種パラメータを固定して計算していますので、実際のクレジット量はプロジェクトごとに異なります

FAQ

Q1: 既に林野庁や都道府県から森林整備に関する補助金を受けていますが、クレジット発行の対象になりますか？

→A1: クレジットの発行に当たり、補助金を受けていることをもって対象から除外したりクレジット量を割引くことはしません。

Q2: 2007年度から間伐を実施していますが、クレジットは2007年度分から発行されますか？

→A2: クレジット発行対象期間は、2008年4月1日以降の指定日から京都議定書第一約束期間終了までとしています。

Q3: 他の森林所有者との共同申請は可能ですか？

→A3: 平成21年度に林野庁が創設予定の山村再生支援センター(仮称)や森林組合等により、小規模森林所有者の施業をとりまとめて申請することを可能にする予定です。

Q4: 森林整備の過程で生じた間伐材を化石燃料の代わりに活用した場合、クレジットになりませんか？

→A4: 現在、J-VER制度において林地残材由来の木質バイオマスを化石燃料の代わりにボイラーで燃焼させるプロジェクトについては、対象プロジェクトとして認められています。これに加え、間伐材由来の木質バイオマスを化石燃料の代わりにボイラーで燃焼させるプロジェクトを対象にするべく準備をしているところです。なお、これらの場合、化石燃料を代替して実現した削減量がクレジットとなります。

Q5: 既に県内で森林吸収量等を認証するような制度があります。J-VER制度との関係はどうなるのですか？

→A5: J-VER制度以外の制度で、J-VER制度との整合性が認められるものについては、一定の追加的な手続きをとった上で、当該制度から発行されたクレジット等に代替してJ-VERを発行することを認める「プログラム認証」の対象となります。プログラム認証に関する手続きについては、現在検討中です。

Q6: 本制度で発行される森林吸収クレジットは排出量取引の国内統合市場の試行的実施で活用できますか？

→A6: 我が国国内における森林吸収量は、年間1,300万炭素トンを上限として京都議定書の目標達成に活用することが認められており、我が国は京都議定書目標達成計画に基づき1,300万炭素トンの全量を目標達成のために織り込んでいます。よって、試行的実施における企業の目標達成とのダブルカウントを防ぐ観点から活用できません。

<問い合わせ先>

・気候変動対策認証センター(社団法人海外環境協力センター内に設置した本制度の事務局)

(URL) <http://www.4cj.org> (TEL) 03-5425-3744

・環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 市場メカニズム室

(URL) http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon_offset.html (TEL) 03-5521-8354

・林野庁 森林整備部 研究・保全課

(URL) <http://www.rinya.maff.go.jp> (TEL) 03-3502-8240